

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

平成28年度 第1回理事会

議 案 書

日 時： 平成28年5月31日（火）

午後6時00分～7時00分

場 所： パレスホテル

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話 03-3211-5211（代表）

平成28年度 第1回理事会 議案

議決事項

第1号議案 平成28年度通常総会に付議すべき事項承認の件

- (1) 第1号議案 平成27年度事業報告承認の件
- (2) 第2号議案 平成27年度決算承認の件
- (3) 第3号議案 役員選任の件
- (4) 第4号議案 定款一部変更の件

第2号議案 平成28年度事業計画（案）承認の件

第3号議案 平成28年度予算（案）承認の件

以 上

第1号議案（1）

平成27年度 事業報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人

日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

1 事業の成果

情報発信事業では、ホームページ、パンフレット・チラシ、メディアを通じた情報発信を継続した。とりわけニュースレターは、研修医から外科医療の最先端で活躍されている先生方まで幅広く対象者としたインタビュー記事を充実させるなど、内容をリニューアルして3回発行し、ホームページと連動させることによって情報発信力を強化した。

セミナー・講演会事業では、若手外科医や研修医、医学生等を対象とした「第8回きみが外科医になる日」セミナーを和歌山市において開催したが、プログラムを充実させ、外科医について興味や関心を持つ若手の増加に寄与するよう努めた。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
外科医療に関する情報の発信事業	ホームページによる情報発信	ホームページを随時更新、情報配信継続	当法人事務所(東京都)	2人	一般市民不特定多数	484
	ニュースレター(3回)発行による情報発信	夏号(27年8月) 秋号(27年11月) 冬号(28年2月)	当法人事務所(東京都)	20人	外科医及び医療関係者不特定多数	4,947
	パンフレット、チラシによる情報発信	通年実施	日本全国各地	当法人会員及び不特定多数	一般市民不特定多数	254
	書籍「きみが外科医になる日」の頒布による情報発信	通年実施	当法人事務所(東京都)	1人	一般市民不特定多数	20
	主要学会における情報発信	通年実施	日本全国各地	約20人	外科医及び医療関係者不特定多数	555
	メディアの取材関連・記事案内による情報発信	通年実施	日本全国各地	約20人	外科医及び医療関係者不特定多数	234
	外科医療従事者の処遇及び労働環境改善につながる活動全般	通年実施	当法人事務所/厚労省他(東京都)	約5人	外科医及び医療関係者不特定多数	229
外科医療に関するセミナー・講演会事業	第8回「きみが外科医になる日」セミナーを実施	27年5月2日	アバローム紀の国(和歌山市)	約25人	若手外科医や研修医、医学生等約200人	5,870

第1号議案（2）

平成27年度 活動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人
日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取入会金・会費	299,000	
賛助会員受取入会金・会費	21,800,000	22,099,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	1,500,000	1,500,000
3 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4 事業収益		
(1)外科医療に関する情報の発信事業収益	0	
(2)外科医療に関するセミナー・講演会事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	1,342	1,342
経常収益計		23,600,342
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	3,113,600	
法定福利費	85,599	
福利厚生費	21,870	
人件費計	3,221,069	
(2)その他経費		
業務委託費	1,298,026	
諸謝金	2,571,226	
印刷製本代	2,986,183	
会議費	10,637	
旅費交通費	945,732	
通信運搬費	234,085	
消耗品費	152,075	
水道光熱費	52,717	
地代家賃	775,000	
賃借料	0	
減価償却費	276,276	
諸会費	30,000	
租税公課	0	
支払手数料	40,220	
雑費	300	
その他経費計	9,372,477	
事業費計		12,593,546

2	管理費			
	(1)人件費			
	給料手当	778,400		
	法定福利費	525,383		
	福利厚生費	170,540		
	人件費計	1,474,323		
	(2)その他経費			
	業務委託費	974,402		
	諸謝金	421,946		
	印刷製本代	129,795		
	会議費	1,110,544		
	旅費交通費	251,212		
	通信運搬費	153,123		
	消耗品費	146,008		
	水道光熱費	49,730		
	地代家賃	645,000		
	賃借料	0		
	減価償却費	0		
	租税公課	223		
	支払手数料	41,644		
	雑費	2,400		
	その他経費計	3,926,027		
	管理費計		5,400,350	
	経常費用計			17,993,896
	当期経常増減額			5,606,446
III	経常外収益			
	経常外収益			0
IV	経常外費用			
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			5,606,446
	法人税、住民税及び事業税			70,000
	当期正味財産増減額			5,536,446
	前期繰越正味財産額			5,229,059
	次期繰越正味財産額			10,765,505

※ 当法人は、その他の事業を実施していません。

平成27年度 貸借対照表

平成28年3月31日現在

特定非営利活動法人

日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	10,459,416		
立替金	26,400		
前払費用	286,067		
流動資産合計		10,771,883	
2 固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア	90,279		
固定資産合計		90,279	
資産合計			10,862,162
II 負債の部			
1 流動負債			
未払法人税等	70,000		
預り金	26,657		
流動負債合計		96,657	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計		0	96,657
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		5,229,059	
当期正味財産増減額		5,536,446	
正味財産合計			10,765,505
負債及び正味財産合計			10,862,162

平成27年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人

日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアの減価償却は定額法によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科 目	外科医療に 関する情報 発信事業	外科医療に 関するセミナー ・講演会事業	事業部門計	管理部門	合 計
I 経常収益					
1 受取会費			0	22,099,000	22,099,000
2 受取寄付金			0	1,500,000	1,500,000
3 受取助成金等			0		0
4 事業収益			0		0
5 その他収益			0	1,342	1,342
経常収益計	0	0	0	23,600,342	23,600,342
II 経常費用					
(1)人件費					
給料手当	1,594,477	1,519,123	3,113,600	778,400	3,892,000
法定福利費	43,835	41,764	85,599	525,383	610,982
福利厚生費	553	21,317	21,870	170,540	192,410
人件費計	1,638,865	1,582,204	3,221,069	1,474,323	4,695,392
(2)その他経費					
業務委託費	696,921	601,105	1,298,026	974,402	2,272,428
諸謝金	676,331	1,894,895	2,571,226	421,946	2,993,172
印刷製本代	2,601,674	384,509	2,986,183	129,795	3,115,978
会議費	7,349	3,288	10,637	1,110,544	1,121,181
旅費交通費	217,527	728,205	945,732	251,212	1,196,944
通信運搬費	105,428	128,657	234,085	153,123	387,208
消耗品費	31,553	120,522	152,075	146,008	298,083
水道光熱費	26,996	25,721	52,717	49,730	102,447
地代家賃	396,878	378,122	775,000	645,000	1,420,000
賃借料	0	0	0	0	0
減価償却費	276,276	0	276,276	0	276,276
諸会費	30,000	0	30,000	0	30,000
租税公課	0	0	0	223	223
支払手数料	17,208	23,012	40,220	41,644	81,864
雑費	154	146	300	2,400	2,700
その他経費計	5,084,295	4,288,182	9,372,477	3,926,027	13,298,504
経常費用計	6,723,160	5,870,386	12,593,546	5,400,350	17,993,896
当期経常増減額	△6,723,160	△5,870,386	△12,593,546	18,199,992	5,606,446

3. 固定資産の増減内訳

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産 ソフトウェア	2,326,380			2,326,380	2,236,101	90,279
合 計	2,326,380	0	0	2,326,380	2,236,101	90,279

4. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、法定福利費、業務委託費、会議費、諸謝金、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃、賃借料、租税公課、支払手数料、雑費は、事業の重要性及び事業の規模並びに従事割合に基づき按分しています。

平成27年度 財産目録

平成28年3月31日現在

特定非営利活動法人

日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	48,080		
普通預金 三菱東京UFJ銀行渋谷支店	3,824,579		
普通預金 三菱東京UFJ銀行渋谷支店	5,637,057		
当座預金 ゆうちょ銀行	949,700		
立替金 住民税立替金	26,400		
前払費用 ホームページ維持費ほか	286,067		
流動資産合計		10,771,883	
2 固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア 情報発信事業用ソフト	90,279		
固定資産合計		90,279	
資産合計			10,862,162
II 負債の部			
1 流動負債			
未払法人税等 東京都民税(均等割)	70,000		
預り金 職員の源泉所得税及び住民税	26,657		
流動負債合計		96,657	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計		0	
差引正味財産			96,657
			10,765,505

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

理事長 松本 晃 様

監 査 報 告 書

平成28年5月31日

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会の平成27年度の、事業報告書、活動計算書、貸借対照表（計算書類の注記を含む）、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿について監査した結果、正確かつ適正であることを確認いたしましたのでここにご報告申し上げます。

特定非営利活動法人日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

監 事 里 見 進 

監 事 高 田 和 男 

第1号議案（3）

役員選任の件

当法人の活動をいっそう拡充したく、理事3名の選任（増員）を総会に付議します。

新たに就任される理事の任期は、当法人定款第16条第3項の規定により現任者の任期の残存期間となります。

理事の候補者は次のとおりです。（敬称略・五十音順）

氏名	役職
オガワ カズヤ 小川 一弥	新理事、ジンマー・バイオメット合同会社 職務執行者 社長
ニシムラ ミユキ 西村 幸	新理事、株式会社L A K E ・ E 2 代表取締役会長
ナガヤマ オサム 永山 治	新理事、中外製薬株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者

第1号議案（4）

定款一部変更の件

次の理由により定款を一部変更することを総会に付議します。

1. 特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）に応じて当法人の定款を見直すとともに、これに伴って一部条文番号の繰り上げが必要になるため
2. 当法人の活動の一層の強化を図るべく顧問を招聘できるようにするため
3. このたびの定款の変更履歴を記載するため

①特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）に応じて当法人の定款を見直すとともに、これに伴って条文番号の繰り上げが必要となる条文

新	旧
<p>（入会金及び会費の不返還） 第12条 既に納入した<u>入会金及び会費</u>は、返還しない。</p> <p>（総会の権能） 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (現行どおり) (4) 事業報告及び<u>決算</u> (5)～(8) (現行どおり)</p> <p>（総会での表決権等） 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 (略) 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、<u>第50条</u>、<u>第51条</u>第2項及び<u>第53条</u>の規定の適用については出席したものとみなす。 4 (略)</p> <p>（構成） 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (現行どおり) (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u></p>	<p>（抛出金品の不返還） 第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>（総会の権能） 第22条 総会は、以下の事項について議決する。 (1)～(3) (略) (4) 事業報告及び収支決算 (5)～(8) (略)</p> <p>（総会での表決権等） 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。 2 (略) 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、第51条、第52条第2項及び第54条の規定の適用については出席したものとみなす。 4 (略)</p> <p>（構成） 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p>

新	旧
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収益費用を講じることが</u>できる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>【削除】 (以下、条ずれ)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は</u>、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>2 この法人の定款を変更(前項の規定により<u>所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)</u>したときは、<u>所轄庁に届け出なければならない。</u></p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出を講じることができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費)</p> <p>第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>

②当法人の活動の一層の強化を図るべく顧問を招聘できるようにするため変更する章名及び新設する条文

新	旧
<p>第9章 評議委員会及び顧問</p> <p><u>(顧問)</u></p> <p>第56条 この法人に、顧問を置くことができる。</p> <p>2 <u>顧問は、わが国の外科医療の安定的提供体制の構築と外科治療技術の発展に貢献し、人々が安心して暮らせる社会の実現のために功績が大きいと認められる個人で、当法人の目的に賛同した者の中から、理事長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>顧問のうち、とりわけ功績が顕著であると認められる者を最高顧問とする。</u></p> <p>4 <u>顧問は、この法人が行う事業に関して、理事長の諮問に答え又は理事長に対して意見を述べるほか、必要に応じて、この法人の目的を達成するための支援を行う。</u></p> <p>5 <u>顧問の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p>第9章 評議委員会</p> <p>【新設】</p>

③このたびの定款の変更履歴を記載するために新設する附則

新	旧
<p>附則</p> <p><u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>【新設】</p>

(注) 新定款の附則には、本定款変更に係る認証年月日を記入する。

第2号議案

平成28年度 事業計画(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

特定非営利活動法人

日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会

1 事業実施の方針

情報発信事業では、ホームページ、パンフレット・チラシ、メディアを通じた情報発信を継続する。それぞれ掲載する記事の質及び量を充実させることにより、情報発信力の強化に努める。

セミナー・講演会事業では、若手外科医や研修医、医学生等を対象とした「きみが外科医になる日セミナー」の企画を充実させ、出席者が講師に直接質問をしたり、先輩外科医と交流の場を設けるなど、外科医をより身近に感じ、外科医療に興味や関心を持つ若手の増加に寄与するように努める。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込み額(千円)
外科医療に関する情報の発信事業	ホームページによる情報の発信	ホームページを随時更新、情報発信継続	当法人事務所(東京都)	2人	一般市民不特定多数	500
	ニュースレターによる情報の発信(3回)	夏号(28年8月) 秋号(28年11月) 冬号(29年2月)	当法人事務所(東京都)	20人	一般市民不特定多数	5,000
	パンフレット、チラシによる情報の発信	常時実施	日本全国各地	当法人会員及び不特定多数	一般市民不特定多数	400
	書籍「きみが外科医になる日」の頒布による情報発信	通年実施	東京都	2人	一般市民不特定多数	50
	主要学会における情報発信	通年実施	日本全国各地	約20人	外科医及び医療関係者不特定多数	500
	メディアの取材関連・記事案内による情報発信	通年実施	日本国内	約20人	外科医及び医療関係者不特定多数	250
	外科医療従事者の処遇及び労働環境改善につながる活動全般	通年実施	当法人事務所/厚労省他(東京都)	10人	外科医及び医療関係者不特定多数	300
外科医療に関するセミナー・講演会事業	第9回「きみが外科医になる日」セミナーを実施	27年4月16日(実施済)	リーガロイヤルホテル(大阪市)	約50人	若手外科医、研修医、医学生及び中高生等約300人	5,000
	第10回「きみが外科医になる日」セミナーを実施	28年11月末(予定)	宮崎市内ホテル(宮崎市)	約20人	若手外科医、研修医、医学生及び中高生等約100人	3,000

第3号議案

平成28年度 活動予算書(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

特定非営利活動法人
日本から外科医がいなくなることを憂い行動する会
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取入金・会費	300,000	
賛助会員受取入金・会費	22,000,000	22,300,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	1,500,000	1,500,000
3 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4 事業収益		
(1)外科医療に関する情報の発信事業収益	0	
(2)外科医療に関するセミナー・講演会事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	1,000	1,000
経常収益計		23,801,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	3,200,000	
法定福利費	100,000	
福利厚生費	30,000	
人件費計	3,330,000	
(2)その他経費		
業務委託費	2,000,000	
諸謝金	3,500,000	
印刷製本代	3,000,000	
会議費	200,000	
旅費交通費	750,000	
通信運搬費	750,000	
消耗品費	200,000	
水道光熱費	100,000	
地代家賃	800,000	
賃借料	0	
減価償却費	100,000	
諸会費	100,000	
租税公課	20,000	
支払手数料	100,000	
雑費	50,000	
その他経費計	11,670,000	
事業費計		15,000,000

2	管理費			
	(1)人件費			
	給料手当	800,000		
	法定福利費	550,000		
	福利厚生費	200,000		
	人件費計	1,550,000		
	(2)その他経費			
	業務委託費	1,000,000		
	諸謝金	450,000		
	印刷製本代	150,000		
	会議費	1,200,000		
	旅費交通費	300,000		
	通信運搬費	200,000		
	消耗品費	150,000		
	水道光熱費	50,000		
	地代家賃	660,000		
	賃借料	0		
	減価償却費	0		
	租税公課	10,000		
	支払手数料	50,000		
	雑費	30,000		
	その他経費計	4,250,000		
	管理費計		5,800,000	
	経常費用計			20,800,000
	当期経常増減額			3,001,000
III	経常外収益			
	経常外収益			0
IV	経常外費用			
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			3,001,000
	法人税、住民税及び事業税			70,000
	前期繰越正味財産額			10,765,505
	次期繰越正味財産額			13,696,505

※ 当法人は、その他の事業を実施していません。